

赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。

事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	従事する者及び職員数
参酌すべき基準	上記以外

項目	国 基 準	従・参	本市基準（案）
従事する者 （職員の資格）	児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）を基本とし、都道府県の研修を受講した者とする。 ※経過措置あり	従	国基準のとおり （国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする）
職員数	職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 児童数が20人未満のアフタースクールについては、2人以上の専任職員の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、専任職員は1人でも可とする。 （この場合の専任職員は有資格者とする。）	従	〃
児童集団の規模	児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。 児童数がおおむね40人を超えるアフタースクールについては、複数のアフタースクールに分割して運営することや、1つのアフタースクールの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。 児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。	参	〃
施設・設備	児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。	参	〃
開所日数	年間250日以上を原則とする。	参	〃

開所時間	小学校の授業の休業日については1日8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日3時間以上を原則とする。		参	〃
その他	秘密保持等	業務上知り得た秘密の漏洩防止	参	〃
	保護者との連絡	保護者との密接な連絡と協力関係の確保		
	事故発生時の対応	事故発生時の連絡体制の確保と必要な措置		